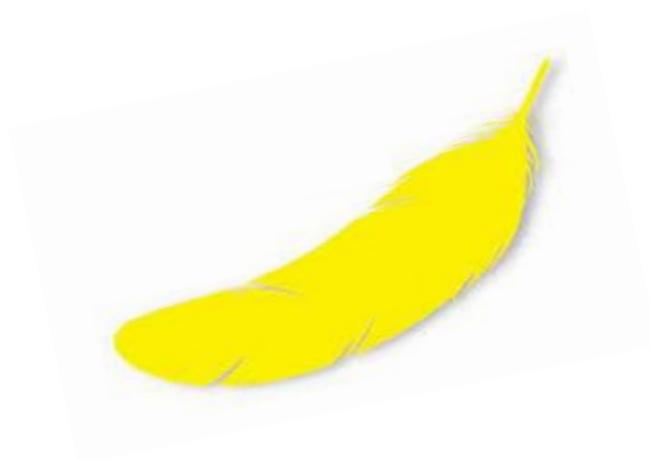


ともに生き支えあう社会に 向けての方針

—都留市再犯防止推進計画—



令和5年4月

山梨県都留市

目 次

第1章 策定にあたって

1 趣旨	1
2 位置づけ	3
3 方針の見直し	3
4 SDGs との関係	4

第2章 再犯防止をとりまく状況

1 国における再犯防止の取り組み	5
2 山梨県における再犯防止の取り組み	5

第3章 基本方針

基本方針	8
------------	---

第4章 再犯防止推進の施策

1 基本方針 1 安全で安心なまちづくり	
① セーフコミュニティの取り組み	10
2 基本方針 2 市民の理解促進・関心の醸成	
① 広報・啓発活動の推進	11
3 基本方針 3 立ち直りに向けた効果的な支援の充実	
① 就労・住居の確保	12
② 保健医療・福祉サービスの利用促進	13
③ 学校や地域社会と連携した非行の防止・修学支援	16
4 基本方針 4 関係機関等との連携強化	
① 国・県・他市町村、民間団体等との連携強化 ..	19

第5章 推進体制等

1 庁内推進体制の整備	21
2 関係機関・団体等との協働による推進	21
3 方針の点検・評価	21

参考資料

資料 1	23
資料 2	25

第1章 策定に当たって

1 趣旨

平成28年（2016年）12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」といいます。）が施行されました。

「再犯防止推進法」では、再犯の防止等に関する施策を実施する責務は、国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止計画を策定するよう努めなければならないとされました。

近年、全国における刑法犯認知件数は年々減少している一方で、検挙者に占める再犯者の割合は増加傾向にあります。

犯罪をした人の中には、高齢者や障害者等の福祉的な支援が必要な人、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人など、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人がいます。その中には、社会に復帰することができず再び犯罪をしてしまう人もいます。再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要だと考えられます。

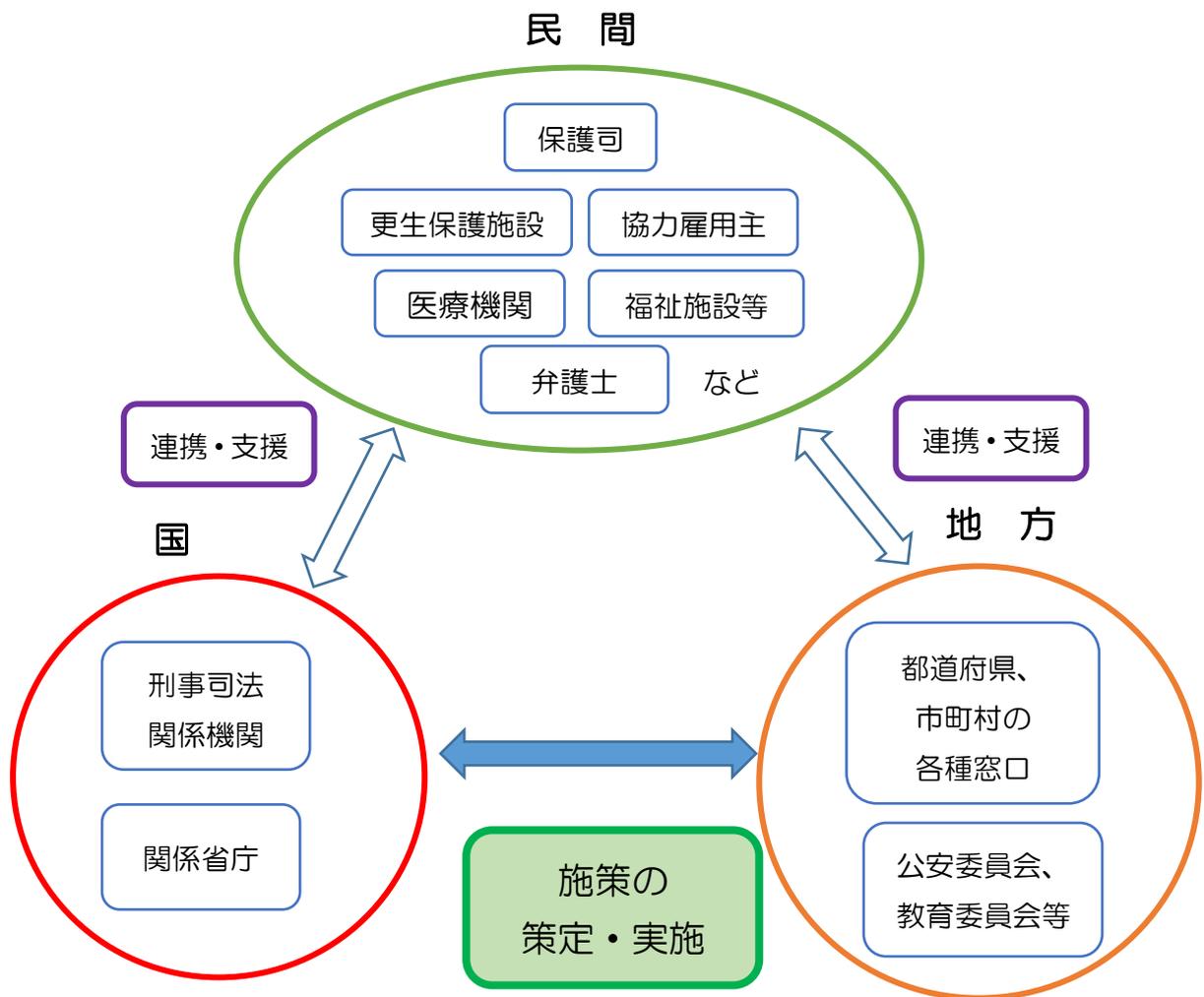
本市は、「事故やけがは偶然の結果ではなく、原因を分析することで予防できる」という理念のもと、「地域」「行政」「専門機関」などの地域が一体となって、安全・安心の向上に取り組む「セーフコミュニティ事業」を進めており、2021年（令和3年）8月21日に、世界で421番目、国内17番目のセーフコミュニティの国際認証を取得しました。

また、人口3万人規模のまちであるが、市内には、都留文科大学、山梨県立産業技術短期大学校、健康科学大学の3つの高等教育機関が存在しており、9人に1人が大学生です。

全国各地から集まり、その多くが一人暮らしをしている「学園のまち」でもあり、誰もが安心して暮らすことのできる「セーフコミュニティ」の実現を図るためには、犯罪を未然に防ぐことだけでなく、再犯防止対策を推進することが不可欠です。

再犯防止施策は、就労、住居、保健医療、福祉等多岐にわたる施策による支援が必要となります。各関係部署と有機的に連携しながら取り組み、「安全・安心なまち つる」を目指し、市民が安心して暮らせるまちを実現するため、「ともに生き支えあう社会に向けての方針—都留市再犯防止推進計画—」を策定します。

【再犯防止の連携・支援のイメージ】



国等の責務：再犯防止推進法第4条

第1項 国は、再犯防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務

第2項 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

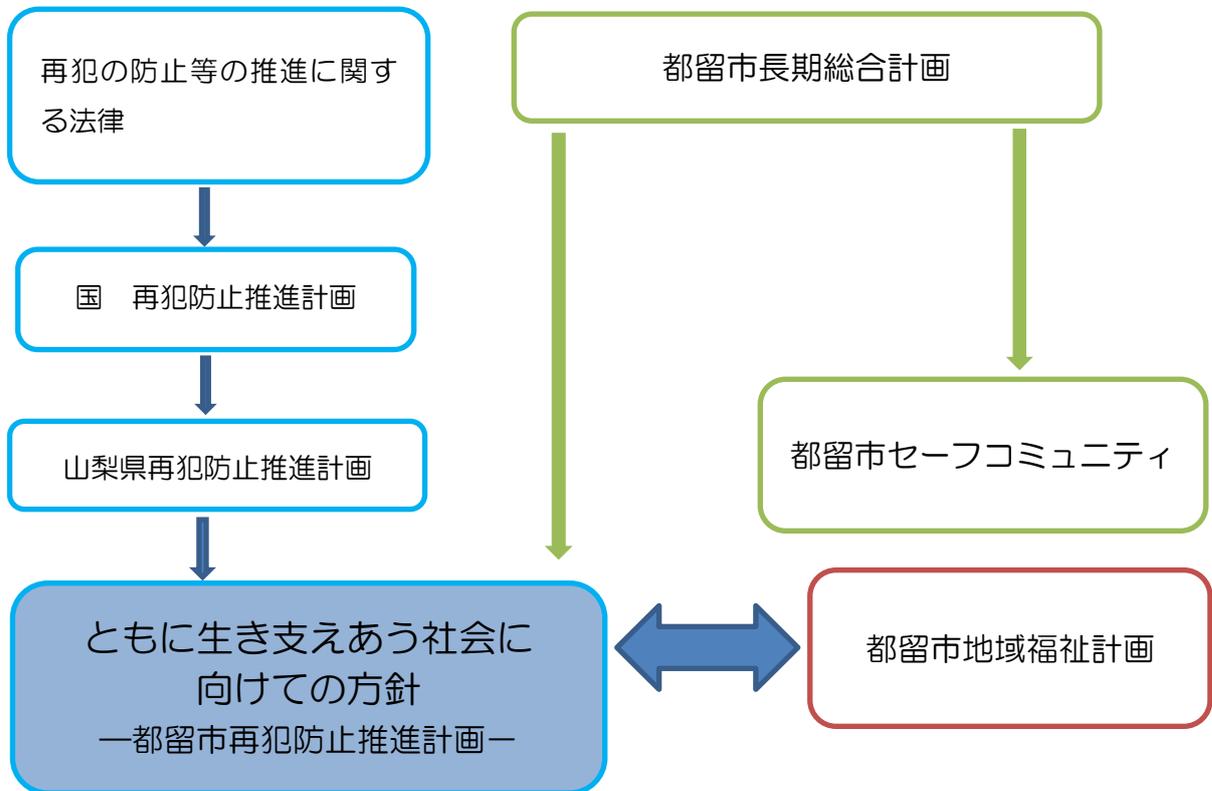


更生ペンギンのホゴちゃん

更生ペンギンのサラちゃん

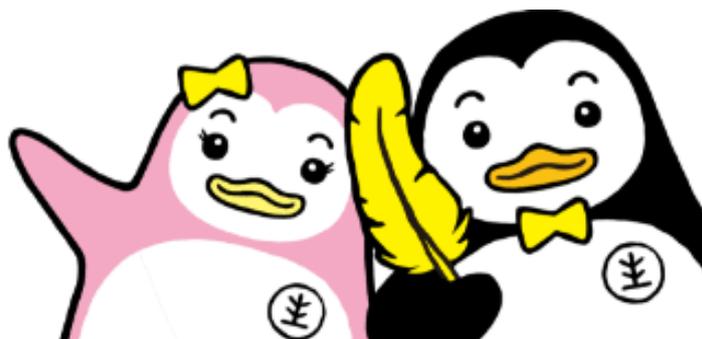
2 位置づけ

本方針は、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画と位置づけ、国の再犯防止推進計画や山梨県の再犯防止推進計画を勘案して策定します。



3 方針の見直し

罪を犯した者等に対する都留市の支援や取組の方針を示すものとして策定し、再犯の防止等の推進に関する法律や国、山梨県の計画等の改定状況などを踏まえ、必要に応じて随時改正できることとします。



4 SDGs との関係

本市では、第6次都留市長期総合計画に掲げた「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」の実現に向け取り組むことが、SDGs 達成に向けた取り組みの推進を担うと位置付け、「都留市 SDGs 推進方針」を策定し取り組みを進めています。

ともに生き支えあう社会に向けての方針（都留市再犯防止推進計画）についても、誰一人取り残さない、持続可能なまちづくりを実現する SDGs の精神を踏まえた計画としています。



○本計画の基本施策に関わる SDGs のゴール

ゴール	自治体の役割
 <p>(貧困をなくそう) ・あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困をなくす</p>	<p>持続可能な社会を叶えるには、海外だけでなく日本国内でも、平均的な暮らしと比べた場合の貧しさが大きな問題となっています。すべての市民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>(すべての人に健康と福祉を) ・子どもから大人まで、みんなが健康でいられる ・安心して暮らせる福祉サービスが受けられる</p>	<p>世界では、エイズや新型コロナウイルスなどさまざまな病気で亡くなる人が多く、医療の発展が求められています。また、生活習慣病やフレイルなどを予防し、子どもから高齢者まで、健康的な生活を過ごすことなど、住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。さらに都市環境を良好に保つことによって、住民の健康状態を維持・改善可能であると言われています。</p>
 <p>(質の高い教育をみんなに) ・だれもが平等に質の高い教育を受けられる ・子どもも大人もいつでも学ぶことができる</p>	<p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。また、すべての人が充実した教育を受け、一生学び続けられる社会をつくるために、生涯学習の機会を提供することも重要です。</p>
 <p>(ジェンダー平等を実現しよう) ・性別に関係なくすべての人にとって平等である ・すべての女性や女の子に権利を与える</p>	<p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。未だに働き方や家事の分担などで女性に対する不平等が残っているため、あらゆる人が輝く社会をつくるのが重要です。</p>
 <p>(働きがいも経済成長も) ・環境を守りながら、持続可能な経済成長を進める ・すべての人が生産的で、働きがいと十分な収入のある仕事につく</p>	<p>継続的な経済成長を実現するには、効率的に仕事を行うほか、新たな技術の導入による技術革新は欠かせません。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することや、産業振興による雇用の創出は自治体の大きな役割です。</p>
 <p>(人や国の不平等をなくそう) ・国内および国家間の不平等をなくす</p>	<p>性別や人種、障害、職業、貧富の差などによる差別が問題となっており、あらゆる不平等の解決が求められています。また、差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>(住み続けられるまちづくりを) ・安全で災害に強く、被災した時もすぐに復旧できる持続可能なまちづくり</p>	<p>多くの人が安心して暮らせるまちを実現するために、計画的なまちづくりを行うことが大切です。安全・安心・強靱で持続可能なまちづくりを進めることは、首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。また、近年では防災・減災対策など、自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>(平和と公平をすべての人に) ・持続可能な開発のために、みんなで参加できる公平で平和な社会をつくる ・公正な法律にもとづいた暮らしをみんなができる ・地域・国・世界といったあらゆるレベルで公正な司法制度を利用できる</p>	<p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすことや、法令に基づき公平公正な業務を遂行することにより、人の権利を保障して、よりよい社会をつくるのが重要です。</p>
 <p>(パートナーシップで目標を達成しよう) ・世界中のあらゆる人や団体が連携し、それぞれの強みを生かした行動をする</p>	<p>持続可能な開発目標(SDGs)は、国や企業、自治体、市民など、さまざまな団体や個人が連携し、それぞれの強みを生かして行動を起こすことが重要であります。自治体は、関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になります。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

※UCLG (United Cities and Local Governments) (訳は、「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標) - 導入のためのガイドライン(2018年3月版(第2版))」(自治体SDGsガイドライン検討委員会編集))

第2章 再犯防止をとりまく状況

1 国における再犯防止の取り組み

国においては、平成 19 年（2007 年）版犯罪白書において、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止施策を推進する必要性と重要性を指摘しました。

その中で、再犯防止対策の必要性・重要性が認識されるようになったことを受け、平成 24 年（2012 年）7 月には、犯罪対策閣僚会議において、我が国の刑事政策に初めて数値目標を盛り込んだ「再犯防止に向けた総合対策」を決定しました。

さらに、平成 28 年（2016 年）12 月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯防止推進法」が施行され、平成 29 年（2017 年）12 月、これを受けて、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、平成 30 年度（2018 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までの 5 年間で国が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」（以下「推進計画」という。）を初めて策定しました。

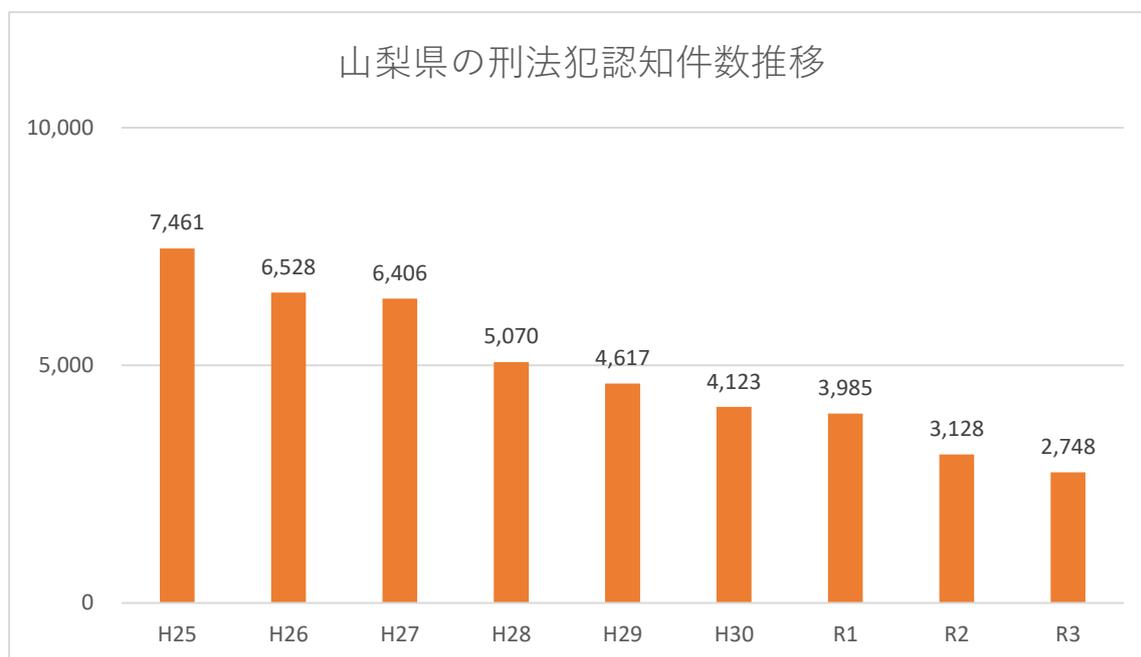
この推進計画に基づき、地方公共団体や民間協力者の理解・協力も得て、各種施策に取り組み一定の成果も上がっており、第二次再犯防止推進計画を策定しました。

2 山梨県における再犯防止の取り組み

山梨県においては、罪を犯した者が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支えあう社会づくりを推進し、県民が犯罪被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、再犯の防止に関し、国、市町村、民間団体その他の関係者と連携し、それぞれの適切な役割分担により、地域の実情に応じた施策を総合的に推進するため、令和 2 年（2020 年）3 月に「山梨県再犯防止推進計画」を策定しています。

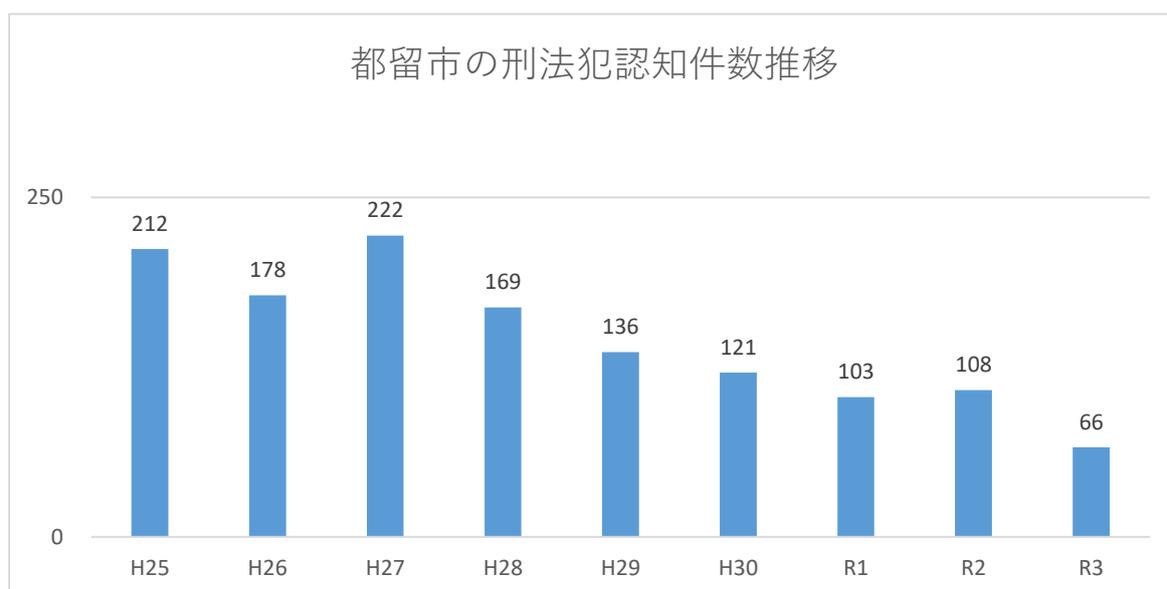
(1) 山梨県における刑法犯認知状況

山梨県における刑法犯認知件数は、戦後最大であった平成14年(2012年)をピークに減少傾向にあり、令和3年(2021年)には初めて3,000人を下回りました。



(出典：山梨県警察提供データ)

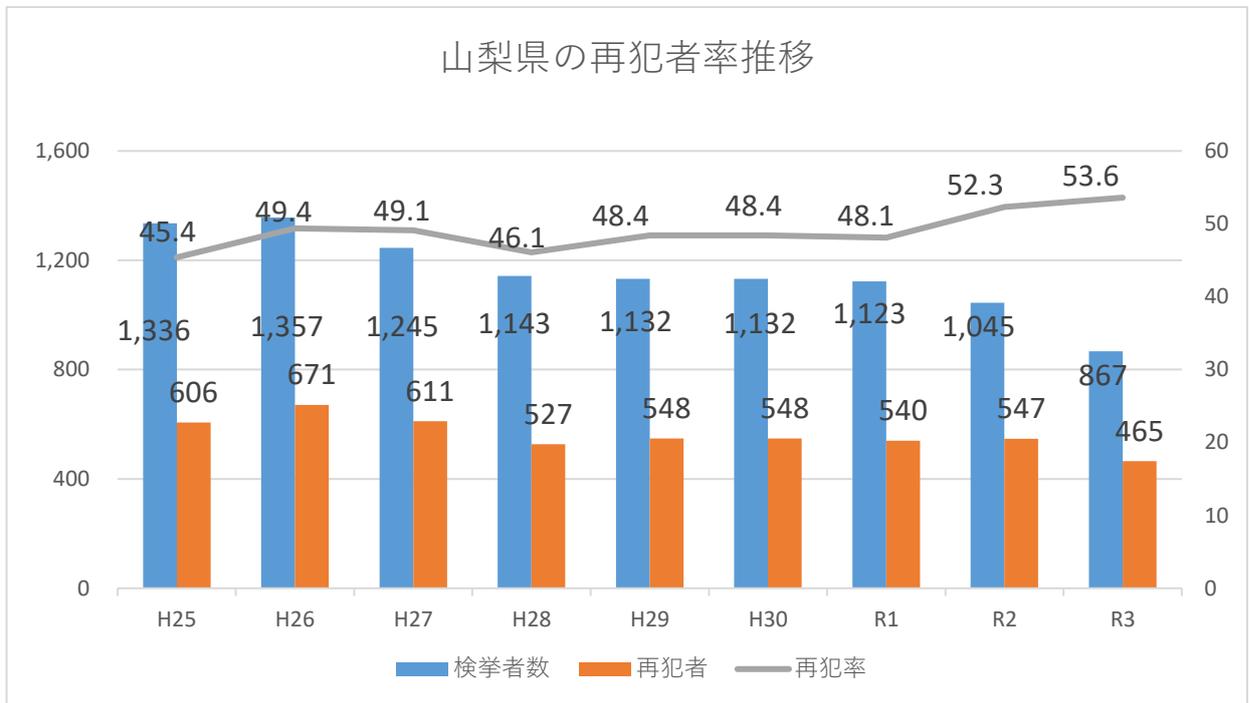
都留市における刑法犯認知件数は、平成27年(2015年)より減少傾向にあり、令和3年(2021年)には、初めて100人を下回り、66人となりました。



(出典：山梨県警察提供データ)

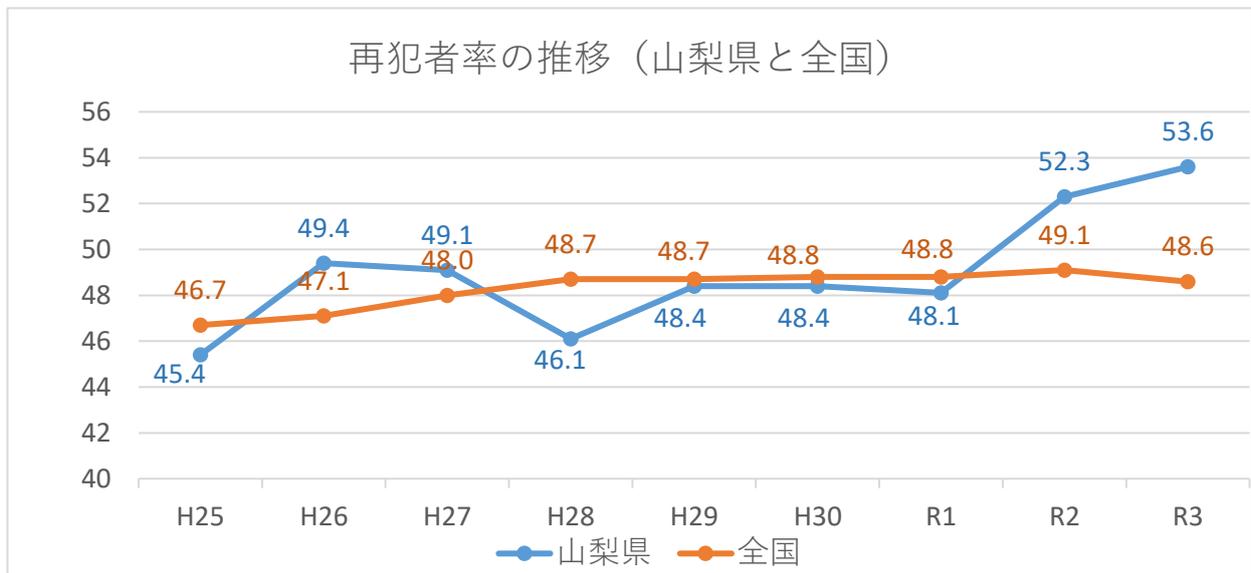
(2) 再犯者の状況

山梨県における刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は、令和2年に50%を超え、検挙された者の約半数が再犯者という状況が続いています。



(出典：山梨県警察提供データ)

全国と比較しても、山梨県の再犯率は、高くなっています。



(出典：山梨県警察提供データ)

第3章 基本方針

《国》

国においては、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものとして、推進法第3条の「基本理念」を踏まえ、5つの基本方針を設定し、基本的な方向性に沿って7つの事項を重点課題としました。

【5つの基本方針】

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

【7つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

《山梨県》

山梨県は、再犯防止推進法における基本理念、国の「再犯防止推進計画」における5つの基本方針、山梨県の再犯防止の現状と課題等を踏まえ、再犯の防止等の推進に必要となる対策として、3つの基本方針としました。

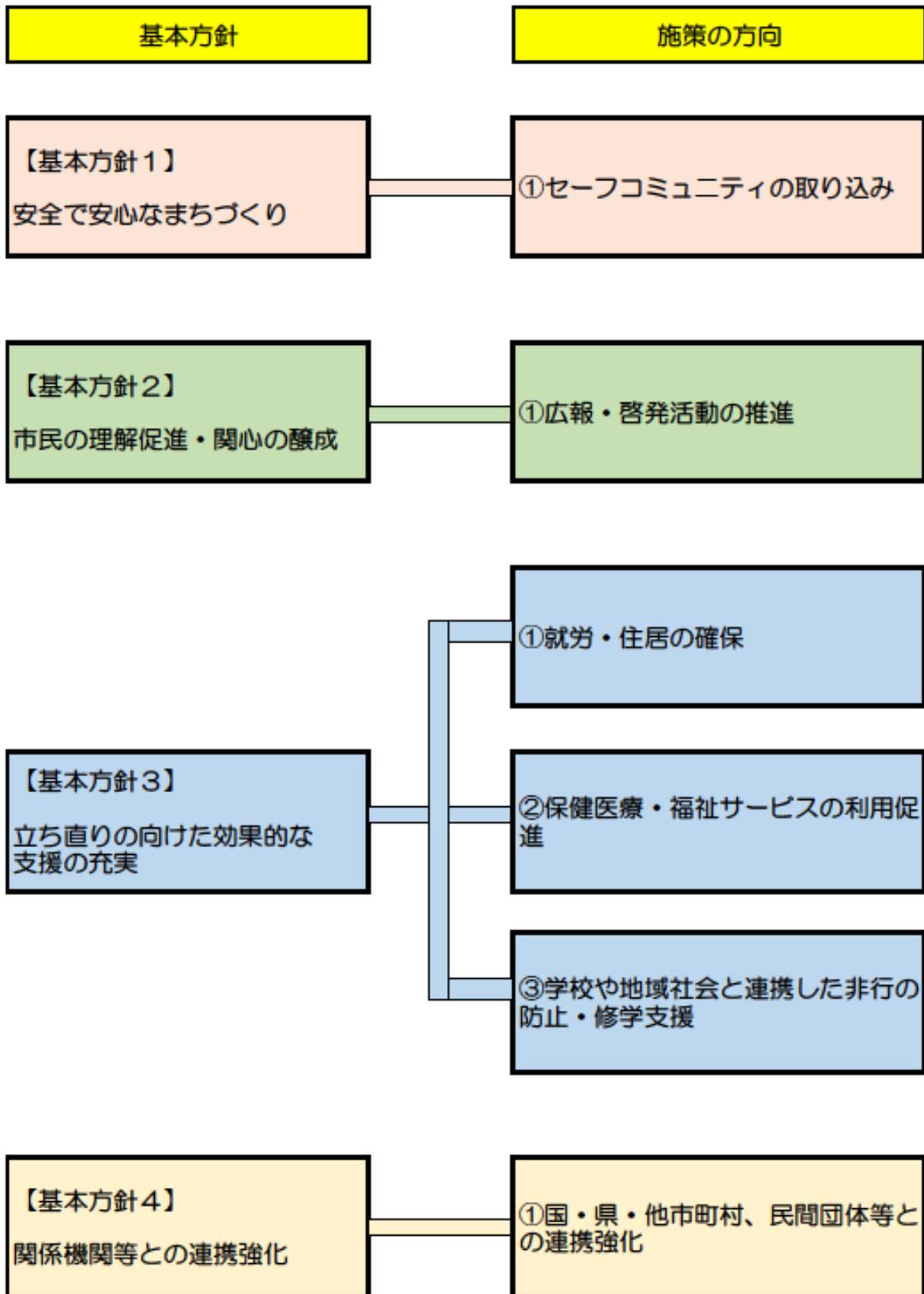
【基本方針1】 県民の理解促進・関心の醸成

【基本方針2】 立ち直りに向けた効果的な支援の充実

【基本方針3】 関係機関との連携強化

《都留市》

基本的な考え方



第4章 再犯防止推進の施策

基本方針1 安全で安心なまちづくり

①セーフコミュニティの取り組み



現状と課題

本市は、セーフコミュニティ認証都市としての各種取り組み等により、刑法犯認知件数は年々減少傾向にあります。オレオレ詐欺等の特殊詐欺の被害が発生するなど、市民を脅かす犯罪の発生が後を絶たない状況です。

今後も継続して安全・安心に暮らせるまちづくりを目指した各種対策が求められています。

具体的な施策

「セーフコミュニティ」とは、「事故やけがは偶然の結果ではなく、原因を分析することで予防できる」という理念のもと、「地域」「行政」「専門機関」などの地域の主体が一体となって安全・安心なまちづくりに取り組んでいるコミュニティのことです。

セーフコミュニティ国際認証を取得している本市では、市の重点テーマに対応する連携・協働のための組織である「対策委員会」を設置し、各課題への具体的な対策を講じています。

「都留市セーフコミュニティ対策委員会」

- 防災・減災対策委員会
- 交通安全対策委員会
- 防犯対策委員会
- 高齢者の安全対策委員会
- 親と子の安全対策委員会
- 心の健康対策委員会

まち・ひと・心・身体にも
安全で安心なまちづくり
都留市 セーフコミュニティ



基本方針2 市民の理解促進・関心の醸成

① 広報・啓発活動の推進



現状と課題

再犯を防止するためには、社会復帰に向けた本人の努力はもとより、地域において孤立することのないよう市民の理解と協力を得ることが必要です。

『社会を明るくする運動*』の推進をはじめ、様々な活動を通じ、犯罪や非行の防止と犯罪をしてしまった人等の社会復帰の重要性についての理解を深めるための広報・啓発に取り組む必要があります。

※全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする運動

具体的な施策

●社会を明るくする運動

【生涯学習課】

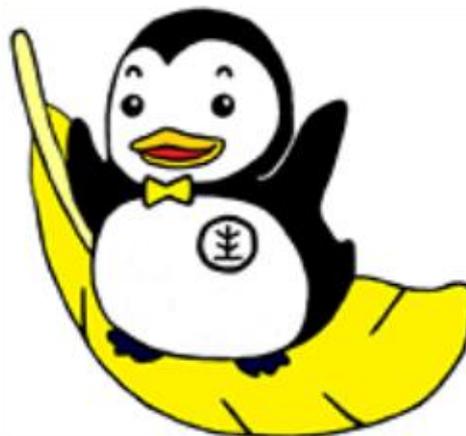
毎年7月の『社会を明るくする運動』強調月間を中心に、都留保護区保護司会等と連携し、管内市町村長への内閣総理大臣メッセージの伝達、都留文科大学前駅などにおいて啓発物品の配布、市役所庁舎での横断幕やのぼり旗の設置などの広報・啓発活動を行います。

●広報・啓発運動【生涯学習課】

年間を通して、青少年健全育成関係の会議や大会、各種イベントなどにおいて、『社会を明るくする運動』のチラシや啓発物品を配布し、再犯防止に対する市民の理解を深めます。

●家庭・地域の教育力を高めるフォーラム【生涯学習課】

青少年育成都留市民会議、社会を明るくする運動都留市推進委員会と共催で、「家庭・地域の教育力を高めるフォーラム」を開催します。



更生ペンギンのホゴちゃん

基本方針3 立ち直りに向けた効果的な支援の充実

①就労・住居の確保



現状と課題

「令和3年版犯罪白書」によると、令和2年に刑務所へ再び入所した人のうち約7割が、再犯時は無職であったとなっています。また、保護観察を終了した人のうち、無職の人は、有職の人と比べて再犯率が高いことから、安定した就労を確保し、生活基盤を安定させることが非常に重要です。

さらに、犯罪をした人の求職活動は、その前科等のため就職が困難な場合が多く、一旦就職しても、社会人としての基礎的な態度が身に付いていなかったりすることで、働く中で様々な問題が発生し、すぐに離職してしまうなどから、協力雇用主の確保とともに、就労後の定着が課題となっています。

具体的な施策

●就業支援事業【産業課】

求職者の職業相談を行う公共職業安定所(ハローワーク都留)、都留市商工会、都留市経営者連絡協議会等と連携して、就職フェアや就労支援セミナー等を開催し、若年求職者の就職をサポートします。

●生活保護制度【福祉課】

生活保護は、自分の力だけではどうしても生活できない人に対して、困っている程度に応じて、経済的な援助を行うとともに、一日もはやく自分の力で生活できるよう手助けをする制度です。

●自立相談支援事業【福祉課】

生活や仕事に対する心配や悩みを抱えている人に対して、地域において自立した生活が行えるように、無料で相談に応じ、その人が抱えるさまざまな問題に対応した支援へと繋げていきます。

●住宅支援給付事業【福祉課】

住宅のことでお困りの求職者に対して、原則3カ月間の住居確保給付金を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

●一時生活支援事業【福祉課】

住居のない生活困窮者に対して、一定期間住居と衣食の提供を行います。

●市営住宅入居への配慮

【建設課】

帰住先がない人に対して、市営住宅の入居要件について配慮し、その方の状況に応じて優先的な入居ができるよう配慮します。

●障害者の就業・生活支援【福祉課】

職場への定着が困難又は就業経験のない障害者に対し、就業生活における自立を図るため、日常生活、社会生活の支援を行います。



②保健医療・福祉サービスの利用促進



現状と課題

高齢者（65歳以上）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害者に十分な支援が行き届かず、再犯につながるケースもあることから、状況に応じたきめ細かな支援を実施していくことが求められます。

また、薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあります。薬物乱用などは、個人の健康上の問題にとどまらず、さまざまな事件や事故等広域における危害や影響を及ぼすことから、薬物等に手を出さない・出させないことを周知し理解を得る必要があります。

具体的な施策

●地域包括支援センターの運営 【長寿介護課】

高齢者の総合相談窓口として、介護保険をはじめとした福祉サービスや介護予防、健康相談を行い、介護などの支援を必要としている高齢者とその介護者などに対して支援を行います。

●障害者等相談支援事業 【福祉課】

障害者（児）（身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者等）の方及び家族からの福祉に関する相談に応じています。相談を通して、障害者の抱える多様な課題を把握し、適切な支援につなげるほか、関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を実施します。

●精神障害者保健福祉手帳の交付 【福祉課】

精神保健福祉法に基づき、精神障害者保健福祉手帳の申請及び引き渡し等を行います。

●民生委員・児童委員制度 【福祉課】

民生委員・児童委員は、つねに住民の立場に立って、地域住民からの社会福祉に関わる相談に応じ、さまざまな支援を行います。

●自立支援医療【福祉課】

精神障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう精神障害者の状態の軽減のために必要な医療について自立支援医療費を支給します。

●身体障害者手帳の交付【福祉課】

身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳や療育手帳の申請受付及び引き渡し等を行います。

●東部地域自立支援協議会 【福祉課】

関係機関連携のネットワークを強化し、相談からの課題を拾い上げ、適切な相談先につなげることができるような連携を構築します。また、充実した地域生活の実現のために各分野の課題を抽出し、解決に向けた具体的な検討を行います。

●**薬物乱用防止のための教育**
【健康子育て課】

薬物等乱用防止運動の期間に合わせ、県や、薬物乱用防止指導員と連携を図る中で、チラシ・ポスターなどで周知・啓発活動を行います。

薬物乱用の防止に関する認識を深め、健康で安全な生活を送ることができる教育を推進します。

●**子ども家庭総合支援拠点**
(虐待及びDV相談窓口)
【健康子育て課】

児童虐待及びDV相談窓口として、要保護児童など支援を必要とする子どもとその家庭に対して、各関係機関と連携を図りながら相談援助を行います。

●**都留市社会福祉協議会**

子どもから高齢者まで誰もが安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせる福祉のまちづくりを進めます。

「笑顔のまちづくり～みんなが主役 みんなで福祉のまちづくり～」を基本理念として、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、各種の福祉サービスや総合相談事業、ボランティアセンター設置運営、福祉サービス利用援助事業、障害者等相談支援事業など幅広い様々な事業を行います。

●**特定相談支援・障害児相談支援事業**【社会福祉協議会】

社会資源や福祉サービスなどを活用し、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することを目的とし、障害福祉サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

●**福祉サービス利用援助事業**
【社会福祉協議会】

様々なサービスを適切に利用することが困難な方（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者）を対象に福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを実施し、できるだけ自立して生活がおくれるよう支援します。

●障害者等相談支援事業

【社会福祉協議会】

障害者等の福祉に関する各般の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見の為に関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

●生活福祉資金貸付事業

【社会福祉協議会】

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援します。

●生活困窮者自立支援事業

【社会福祉協議会】

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者が、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行います。



③ 学校や地域社会と連携した非行の防止・修学支援

現状と課題



全国の高等学校進学率は98%を超えている状況にありますが、その一方で、非行等に至る過程や非行を原因として、少年院入院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が高等学校を中退している状況にあります。

学校や地域における非行の未然防止に向けた取り組みや犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援体制等の充実が求められています。

また、インターネット環境やスマートフォンの普及に伴い、利用者の低年齢化が進んでいます。

子どもたちは日常的にインターネット上に氾濫する違法・有害情報を含む多種多様な情報にさらされており、大人の知らないところで子どもが SNS を介したいじめや性犯罪などの被害に遭ったり、逆に子ども自身が加害者になったりするなど、青少年が犯罪に関わってしまう危険性がこれまで以上に高まっています。

こうした状況下にあって、子どもたちの健全な成長を見守り、支えるために、学校・家庭・地域・行政・子どもの育成支援に関わる諸団体等が連携し、子どもたちを取り巻く社会環境の実態を把握し、社会環境の健全化と青少年の非行・被害防止活動の取り組みを推進することが求められています。

具体的な施策

●国際ナショナルセーフスクール事業【学校教育課】

国際ナショナルセーフスクール（ISS）は、セーフコミュニティ活動を市内小中学校で実践し、児童生徒自らが主体となり事故やけが（いじめ、暴力）を予防する取り組みをすることによって、ISS（国際ナショナルセーフスクール）の国際認証を取得し、より安全で健やかな学校づくりを推進します。

●スーパーバイザーの活用【学校教育課】

教育研修センター事業によるきめ細かな相談体制として、大学教員や臨床心理士等による児童生徒の問題行動への対応やカウンセリングを行い、心理職専門家として保護者、教職員等に対し、助言・援助を行います。

●教育相談事業【学校教育課】

教育研修センターによる学齢期の成長・発達に伴って生じてくる様々な問題や悩みについて、専門的知識を有するスタッフが教育相談を実施します。

●スクールカウンセラーの活用【学校教育課】

不登校を始めとする児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応等を図るため、スクールカウンセラーによるカウンセリングや心のケア等を行い、教育相談の充実を図っています。



●**スクールソーシャルワーカーの活用【学校教育課】**

学校だけでは解決が困難な問題を抱える児童生徒に対する相談対応や家庭、学校、地域の関係機関との協働体制の整備を行い、子どもの置かれた環境を改善するため、児童生徒及び保護者、教職員等へのスクールソーシャルワーカーによる課題解決に向けての支援を行います。

●**子供・若者育成支援強調月間の取り組み【生涯学習課】**

毎年11月の「子供・若者育成支援強調月間」に合わせ、青少年育成都留市民会議と共同で、家庭・学校・地域社会が一体となった市民運動を通じて、青少年の健全育成に対する理解を深めることを目的とした「青少年健全育成推進大会」を開催します。

●**青少年の非行・被害防止強調月間の取り組み活動**

【生涯学習課】

毎年7月の「青少年の非行・被害防止強調月間」に合わせ、青少年育成都留市民会議と共同で、有害図書類等の販売や深夜営業施設など、青少年を取り巻く社会環境実態調査を行います。

また、近年の青少年をめぐる諸問題に対する親や周囲の大人のモラルや地域の教育力の向上を目的とした「家庭・地域の教育力を高めるフォーラム」を開催します。

●**のびのび興譲館事業・放課後子ども教室事業【生涯学習課】**

学校以外の子どもたちの居場所を確保し、様々な体験活動や地域の方々との交流活動を通して、地域の大人が子どもたちを見守り、問題行動や非行の未然防止に努めます。



基本方針 4 関係機関等との連携強化

① 国・県・他市町村、民間団体等との連携強化



現状と課題

居場所づくりに取り組むボランティアなど、多くの民間ボランティアの方々が安全・安心なまちづくりや再犯防止のために地道に活動しており、こうした活動により、地域社会における支援が形作られています。

しかし、再犯の防止等に関する施策は市民にとって、必ずしも身近ではないため、関心と理解を得にくく十分に認知されていないなどの課題があります。そのため、民間協力者の活動の促進や広報・啓発活動の推進等に引き続き取り組む必要があります。

具体的な施策

●社会を明るくする運動都留市推進委員会【生涯学習課】

都留市青少年総合対策本部と連携しながら、青少年の非行防止や更生保護に関する取り組みを行う「社会を明るくする運動都留市推進委員会」が実施する事業に対し、補助金を交付し、その活動を支援します。

●民間協力者への活動支援【生涯学習課】

犯罪や非行をした人等の立ち直りの援助に取り組む都留保護区保護司会を始め、都留地区更生保護女性会、山梨県BBS連盟、山梨県就労支援事業者機構の活動を支援することで、犯罪をした者等の再犯防止と円滑な社会復帰を促進します。

●社会を明るくする運動【生涯学習課】

毎年7月の『社会を明るくする運動』強調月間を中心に、都留保護区保護司会等と連携し、管内市町村長への内閣総理大臣メッセージの伝達、都留文科大学前駅などにおいて啓発物品の配布、市役所庁舎への横断幕やのぼり旗の設置などの広報・啓発活動を行います。

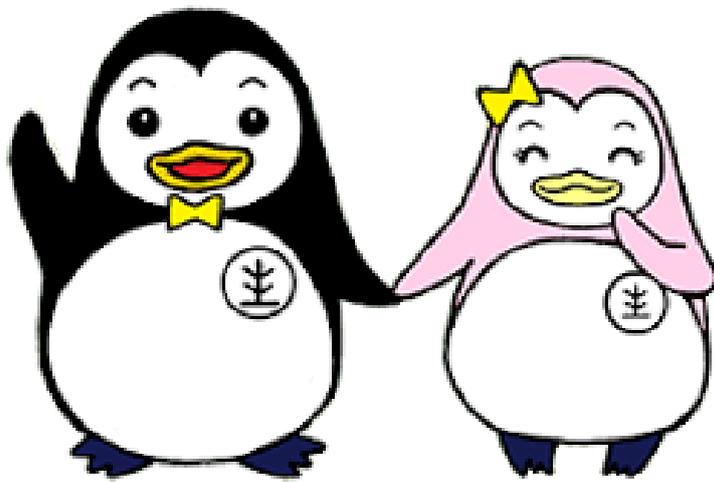
また、青少年育成都留市民会議、社会を明るくする運動都留市推進委員会と共催で、「家庭・地域の教育力を高めるフォーラム」を開催します。

●人権相談【市民課】

差別やいじめ、嫌がらせなど、人権に関する問題でお困りの場合や、人権侵害による被害の申告については、法務局または人権擁護委員が相談を受けております。面談、電話でも受け付け、インターネット人権相談や女性の人権ホットラインもあります。

市内の幼稚園・保育園、小学校、中学校、はつらつ鶴寿大学、企業等において、要望に応じて人権教室を開催しております。

6月1日の「人権擁護の日」、12月4日から10日までの「人権週間」には、市内の巡回啓発等を行い、市の行事（八朔祭、産業まつり等）では啓発品を配布し、広報・啓発活動を行っています。



更生ペンギンのホゴちゃん

更生ペンギンのサラちゃん

第5章 推進体制等

1. 庁内推進体制の整備

社会復帰を目指す人が抱える課題は、就労や住居・保健・医療・福祉など多くの分野にわたっています。

課題を総合的にとらえ、適切な支援につなぐことができるよう、より一層、関係部局間の連絡調整や連携強化を図り、庁内の様々な事業に反映させながら推進していきます。

また、国や県の動向を注視し、社会や経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応できるよう推進体制を整備していきます。

2. 関係機関・団体等の協働による推進

国、県、市町村、民間団体等の連携を強化しながら、保護司会など更生保護にかかわる団体の理解と協力を得て取り組みを進めてまいります。

また、社会福祉協議会をはじめ、保健・医療・福祉に関係する様々な団体等との連携を強化し、だれもが安全に安心して暮らせる地域共生のまちづくりを目指していきます。

3. 方針の点検・評価

方針の推進にあたっては、各種施策を計画的に推進するとともに、PDCA サイクルにより進捗状況について確認を行っていきます。

參考資料

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

資料 2

【関係機関】

名 称	所在地	電話番号
〈国の機関〉		
甲府地方検察庁	甲府市中央 1-11-8	055-235-7231
甲府刑務所	甲府市堀之内町 500	055-241-8311
甲府少年鑑別所	甲府市大津町 2075-1	055-241-1881
甲府保護観察所	甲府市中央 1-11-8	055-235-7144
山梨労働局	甲府市丸の内 1-1-11	055-225-2857
ハローワーク都留	都留市下谷 3-7-31	0554-43-5141
24 時間子供 SOS ダイヤル	東京都千代田区霞が関 3-2-2 文部科学省	0120-0-78310

名 称	所在地	電話番号
〈県の機関〉		
やまなし・しごと・プラザ	甲府市飯田 1-1-20 JA 会館 5 階	055-223-4510
山梨県就農支援センター	甲府市宝 1-21-20 NOSAI 会館 3 階	055-223-5747
山梨県居住支援協議会	甲府市下小河原 237-5 山梨県不動産会館内	055-243-4300
山梨県住宅供給公社	甲府市丸の内 2-14-13	055-237-1656
(公益財団法人) 山梨県認知症コールセンター	甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 3 階	055-254-7711
山梨県立介護実習普及センター	甲府市北 1-2-12 山梨県福祉プラザ 1 階	055-254-8680
山梨県障害者相談所	甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 2 階	055-254-8671
山梨県精神保健福祉センター	甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 3 階	055-254-8644
山梨県福祉保健部衛生薬務課	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1491
山梨県富士・東部保健福祉事務所	富士吉田市上吉田 1-2-5 富士吉田合同庁舎 1 階	0555-24-9035
都留児童相談所	都留市田原 3-5-24	0554-45-7838
いじめ・不登校ホットライン	笛吹市御坂町成田 1456 山梨県総合教育センター	055-263-3711
大月警察署	大月市真木 197-3	0554-22-0110
ヤングテレフォンコーナー	甲府市丸の内 1-6-1 山梨県警察	0120-31-7867 055-235-4444
公益財団法人 山梨県暴力追 放運動推進センター	甲府市丸の内 1-5-4 恩賜林記念館内	055-227-5420
山梨県少年サポートネット推 進協議会	甲府市丸の内 1-6-1 山梨県教育委員会生涯学習課内	055-223-1357

名 称	所在地	電話番号
〈市の機関〉		
市民課	都留市上谷 1-1-1	0554-43-1111
福祉課	都留市下谷 2516-1	0554-46-5112
長寿介護課	都留市下谷 2516-1	0554-46-5118
健康子育て課	都留市下谷 2516-1	0554-46-5113
産業課	都留市上谷 1-1-1	0554-43-1111
建設課	都留市上谷 1-1-1	0554-43-1111
学校教育課	都留市上谷 1-1-1	0554-43-1111
生涯学習課	都留市上谷 1-1-1	0554-43-1111
地域環境課	都留市上谷 1-1-1	0554-43-1111

名 称	所在地	電話番号
〈民間機関〉		
都留地区更生保護サポートセンター	都留市上谷 1-1-1 都留市役所内	0554-43-1111
NPO 法人山梨県就労支援事業者機構	甲府市中央 1-11-8 甲府保護観察所内	055-235-7814
都留市社会福祉協議会	都留市下谷 2516-1	0554-46-5115

発行：都留市

編集：市民部 地域環境課

〒 402-8501

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

☎ 0554 (43) 1111

<https://www.city.tsuru.yamanashi.jp>